



チェックシベツ

教育目標
 たくましい身体の子
 ねばり強く働く子ども
 進んで学ぶ子ども
 美しく豊かな思いやりのある子ども

秩父別小学校だより 2月号 (平成29年2月10日) 【発行責任者 成田将人】

「今年は、あまり雪が降らないですね。」と挨拶することが多かった今冬。節分の次の日は立春、暦の上では春になる日です。小学校では、スキー学習がまもなく終了します。ホールでは合唱練習が始まり、早くも卒業式モードになっています。

体罰と懲戒について

2学期末から3学期初めに、全道一斉に体罰調査が行われました。

先日開かれた<親父の会>では、体罰も話題となり、お父さん方から「今の先生は大変だね。」「昔は、殴られるのがあたりまえだったよ。」という話が聞かれました。

現在学校で、「子供たちに、全く指導としての罰を与えられないのか。」というのと、そうでもありません。下の表のとおり、先生は、懲戒を行うことができます。

ただ、懲戒を行うにも制限があるので、怒るときにも注意が必要なのです。

例えば、先生に怒られて、子供が泣いて家に帰った場合・・・子供を教室内で少しの時間立たせて指導するのは、懲戒の範囲ですが、「家に帰ってから立たされたとき、足が痛かったけれど先生に言えなかった。」となれば、体罰になる可能性もあります。

学校教育法第11条 (体罰を規定した法律)

校長及び教員は、教育上必要が認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

<体罰と懲戒の違い>

体罰にあたる事項	体罰にならない事項 (懲戒)
● トイレに行かせない	○ 教室内で立たせる
● 食事をさせない	○ 放課後教室に残す
● 教室の外に出す	○ 掃除当番の回数を多くする
● 自白や供述を強要する	○ 宿題を多く出す
○ 「懲戒」を行う前に、「指導」による改善が基本	
○ 指導しても改善が見られない時に、懲戒 (肉体的苦痛を伴わないことが基本) という手段が取ることができる。	
○ 懲戒は、子どもの意識を高めることが目的であり、懲戒 (罰) の多用は避ける。	
○ 学級のルールとして、児童や保護者にも知らせておく。	

最近では、体罰に限らず、教職員の不祥事が報道されることが多くなっています。

私たち教職員一同、一層襟を正さなければならないと思っています。

普段の生活の中で、相談等があれば、いつでも学校までお知らせください。